

# 令和8年度 市民税・県民税のしおり



市県民税のしくみ



個人住民税額  
シミュレーション  
システム

## 1 市民税・県民税・森林環境税が課税される人

- (1) 令和8年1月1日現在、草津市内に住所(または居所)を有する人が納税義務者となります。
- (2) 令和8年1月2日以後に他の市区町村または海外へ転出された場合でも、令和8年度市民税・県民税・森林環境税は草津市に納めていただきます。また、納税義務者が令和8年1月2日以後に亡くなられた場合は、納税義務は相続人に承継されます。
- (3) 令和8年1月1日現在、草津市内に住所を有しない場合であっても、草津市内に事務所・事業所・店舗を有し、令和8年度の住民税が令和8年1月1日現在の住所地の市区町村で課税されている人は、市民税・県民税の均等割【4,800円/年(琵琶湖森林づくり県民税800円を含む)】が課税されます。
- (4) (1)、(2)を満たす場合であっても、以下のいずれかに該当する人には、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。
  - a. 令和8年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
  - b. 障害者、未成年者(令和8年1月1日現在、18歳未満の人)、ひとり親または寡婦に該当する人で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (5) 前年の合計所得金額および総所得金額等が以下の算式で求めた金額を下回る場合に非課税となる市民税・県民税・森林環境税は以下の通りです。

区分	森林環境税	市県民税 (均等割)	市県民税 (所得割)
	1,000円/年	4,800円/年	別表税率による
①前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 31.5万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+18.9万円	非課税	非課税	非課税
②前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 32万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+18.9万円	課税	非課税	非課税
③前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+32万円	課税	課税	非課税

【18万9千円および32万円の加算額は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ適用されます】

【扶養親族の人数は、16歳未満の年少扶養親族も含みますが、配偶者特別控除または特定親族特別控除に該当する親族は含みません】

◇合計所得金額および総所得金額等は以下の計算によって導出します。

合計所得金額 (①+②+③+④)：繰越控除前の金額	総所得金額等 (①+②+③+④-⑤)：繰越控除後の金額
①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の合計額 (損益通算後の金額)	
②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額 (損益通算後の金額) の1/2後の金額 ※注：②の損益通算はそれぞれ1/2前で行う	
③申告分離課税 (それぞれ特別控除前) の所得金額の合計額	
④退職所得金額 (源泉分離課税の対象とならないもの)、山林所得金額の合計額	
⑤繰越控除の合計額 ※繰越控除とは、純損失や雑損失の繰越控除、特定居住用財産及び居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式および上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除です。	

## 2 納税の方法

市民税・県民税の納税方法には、お勤め先の事業主や年金保険者を通じて住民税をお納めいただく「特別徴収」と、納付書や口座振替によってご自身でお納めいただく「普通徴収」の方法があります。

- 「給与からの特別徴収」……………令和8年6月から令和9年5月までの12か月に渡り、事業主が毎月の給料から差し引いて、市町村へ納める方法です。
- 「公的年金からの特別徴収」…年6回の年金支給に合わせて、厚生労働大臣（日本年金機構）などの「年金保険者」が公的年金から差し引いて、市町村へ納める方法です。
- 「普通徴収」……………市役所からお送りした納付書で、6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日の4回に分けて、御自身が金融機関やコンビニエンスストア等で納める方法です。また、口座振替で納付することもできます。  
※各納期限日が土日・祝日の場合は次の開庁日が納期限となります。

徴収方法	各期の徴収イメージおよび注意事項														
給与からの特別徴収	令和8年6月から令和9年5月の12か月間で徴収														
	R 8.6	R 8.7	R 8.8	R 8.9	R 8.10	R 8.11	R 8.12	R 9.1	R 9.2	R 9.3	R 9.4	R 9.5			
	●月ごとに天引きされる税額については、事業主を通じてお渡しする「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）」をご確認ください。														
公的年金からの特別徴収	①今年から年金からの天引きを開始する方														
	年額の半分を2回に分けてご自身で納付						年額の残り半分を3回に分けて年金から天引き								
	R 8.6			R 8.8			R 8.10			R 8.12			R 9.2		
	②昨年度から継続して年金から天引きする方														
	【仮徴収期間】 前年度の年税額の半分を3回に分けて徴収						【本徴収期間】 今年度の年額税から仮徴収税額を控除した残額を3回に分けて徴収								
R 8.4		R 8.6		R 8.8		R 8.10		R 8.12		R 9.2					
	●以下の要件の全てを満たす方は、公的年金に係る住民税は公的年金からの特別徴収により納付することとなります（平成21年10月から開始）。御自身の希望により給与からの天引きや普通徴収による納付方法に切り替えることはできませんのでご注意ください。														
	a. 令和8年4月1日時点で65歳以上の方														
	b. 老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等の受給額が年額18万円以上の方														
	c. 介護保険料が年金から特別徴収されている方														
	d. 特別徴収される住民税額が所得税・介護保険料・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の額を超えない方														
	※納税課に納税相談されている方も特別徴収の対象となります。														
	●なお、公的年金以外の所得については、公的年金からの天引きではなく従来どおりの方法により納付いただくこととなります。														
普通徴収	年税額を4回に分けて徴収														
	R 8.6			R 8.8			R 8.10			R 9.1					
	●現在、会社にお勤めの方で、「給与からの特別徴収」に納付方法の変更を希望される場合は、お勤め先にご相談ください（ただし、納期限が未到来の期分に限りです）。勤務先の給与担当者を通じて市役所にご連絡いただくことで切り替えます。お勤めになることによって、自動的に「給与からの特別徴収」にはなりませんので御注意ください。														

### 3 市民税・県民税の税額計算のしくみ

市民税・県民税には、市民のみなさんに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。令和8年度市民税・県民税は、前年（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）に生じた所得を基礎として、次の方式により計算します。

- (1) 均等割額（年額）      (2) 森林環境税額（年額）      (3) 所得割の税率（総合課税分）

市民税	県民税
3,000円	1,800円

国税
1,000円

	市民税	県民税
課税標準額（課税総所得金額）に対して	6%	4%

- (4) 所得割の税率（分離課税分）

区 分	市民税	県民税
課税分離短期譲渡所得	5.4%	3.6%
課税分離長期譲渡所得	3%	2%
株式等の譲渡(上場分)	3%	2%
上場株式等の配当	3%	2%
株式等の譲渡(未公開)	3%	2%
先物取引	3%	2%

森林環境税について、詳しくは草津市HPをご覧ください。

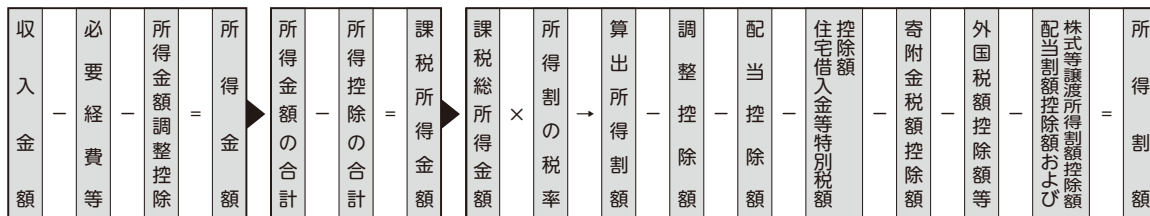


上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一についてはこちらから



- (5) 税額の計算のしかた

市民税・県民税所得割額の計算は以下の順に行います。



$$\text{市民税・県民税・森林環境税} = \text{市県民税(均等割額)} + \text{市県民税(所得割額)} + \text{森林環境税}$$

### 4 給与収入にかかる給与所得の計算方法

所得は（収入金額－必要経費等）で求めますが、給与所得は次の表により計算します。

給与等の収入金額の合計		給与所得金額
から	まで	
0円	650,999円	0円
651,000円	1,899,999円	(給与等の収入金額の合計) - 65万円
1,900,000円	3,599,999円	(A) × 4 × 70% - 8万円
3,600,000円	6,599,999円	(A) × 4 × 80% - 44万円
6,600,000円	8,499,999円	(給与等の収入金額の合計) × 90% - 110万円
8,500,000円以上		(給与等の収入金額の合計) - 195万円

注：上表中(A)とは給与等の収入金額の合計を4で除して、千円未満の端数を切捨てた金額です。

## ※所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除	
給与等の収入金額が850万円を超え、次の(A)から(C)のいずれかに該当する場合、総所得金額を算出する際に給与所得額から控除されます。	
(A) 本人が特別障害者に該当する場合	(B) 年齢23歳未満の扶養親族がいる場合
(C) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる場合	
所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%	
給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除	
給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額(D)と公的年金等にかかる雑所得の合計額(E)が10万円を超える場合、次の算式の金額が控除されます。	
所得金額調整控除(最大10万円) = (D)(上限10万円) + (E)(上限10万円) - 10万円	

## 5 公的年金等にかかる雑所得の計算方法

厚生年金、国民年金、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、一時恩給を除く恩給その他各種公務員共済組合法に基づく年金などの公的年金等を受け取っていた場合には、雑所得として課税対象となります。

所得は(収入金額 - 必要経費等)で求めますが、公的年金等にかかる雑所得額は次の算式で計算します。

なお、傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金等については非課税所得であるため申告する必要はありません。

$$\text{公的年金等にかかる雑所得} = \text{A} \times \text{B} - \text{C}$$

昭和36年1月2日以降に生まれた人(65歳未満の人)

公的年金等の収入金額の合計額(A)		割合(B)	控除額(C)		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
から	まで		10,000,000円以下	10,000,000円超 20,000,000円以下	20,000,000円超
1,299,999円まで		100%	600,000円	500,000円	400,000円
1,300,000円	4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円	7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円	9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円から		100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

昭和36年1月1日以前に生まれた人(65歳以上の人)

公的年金等の収入金額の合計額(A)		割合(B)	控除額(C)		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
から	まで		10,000,000円以下	10,000,000円超 20,000,000円以下	20,000,000円超
3,299,999円まで		100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
3,300,000円	4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
4,100,000円	7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
7,700,000円	9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円から		100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

## 6 市民税・県民税の控除額一覧表

所得控除	計算方法・控除額
雑損控除	差引損失額－総所得金額等の合計額×10%＝A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円＝B AまたはBのいずれが多いほうの金額 ※差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額
医療費控除	(1) 支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額－〔10万円〕と〔総所得金額等の合計額×5%〕とのいずれか少ないほうの金額※控除額の最高限度は200万円 ※総所得金額等が赤字の場合は0を代入 (2) スイッチOTC控除 スイッチOTC薬の購入額が12,000円を超える部分の金額 ※(1)医療費控除との選択適用になります
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金の金額
生命保険料控除	次の算式により計算したそれぞれの控除額の合計額(最高7万円) (1) 新一般生命保険、新個人年金保険、介護医療保険の支払保険料(平成24年1月1日以降契約締結分) ①12,000円以下の場合 …………… 支払保険料等の全額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合 …………… 支払保険料等×1/2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合 …………… 支払保険料等×1/4+14,000円 ④56,000円を超える場合 …………… 一律28,000円 (2) 旧一般生命保険、旧個人年金保険の支払保険料(平成23年12月31日以前契約締結分) ①15,000円以下の場合 …………… 支払保険料等の全額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合 …………… 支払保険料等×1/2+7,500円 ③40,000円を超え70,000円以下の場合 …………… 支払保険料等×1/4+17,500円 ④70,000円を超える場合 …………… 一律35,000円 新制度適用契約と旧制度適用契約の両方を契約している場合、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除で(a)新契約のみで申告(b)旧契約のみで申告(c)新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。(c)を選択する場合は、それぞれの控除の限度額は28,000円です。
地震保険料控除	◎地震保険の支払保険料 (1) 50,000円以下の場合 …………… 支払保険料×1/2 (2) 50,000円を超える場合 …………… 25,000円 ◎旧長期損害保険契約の支払保険料 (1) 5,000円以下の場合 …………… 支払保険料の全額 (2) 5,000円を超え15,000円以下の場合 …………… 支払保険料×1/2+2,500円 (3) 15,000円を超える場合 …………… 10,000円 ※地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(ただし、控除限度額25,000円) ※一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合は、いずれか一方の契約区分を選択して控除額を計算します。 (注)旧長期損害保険：保険期間が10年以上の満期返戻金が支払われる長期損害保険契約で、平成18年12月31日以前の保険始期のもの
ひとり親控除	あなたが令和7年12月31日現在で次のすべてに該当する場合、30万円の控除を受けることができる。 (ア) 婚姻していない人または配偶者の生死が明らかでない人かつ、生計を一にしている子(総所得金額等が58万円以下の者)を有すること。 (イ) 令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること。 (ウ) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の者がいないこと。
寡婦控除	あなたが令和7年12月31日現在で次の(1)か(2)に該当し、ひとり親控除に該当しない場合は、26万円の控除を受けることができる。 (1) 夫と離婚した後婚姻していない人のうち、次の(ア)から(ウ)のすべてに該当する人 (ア) 生計を一にしている子以外の扶養親族(合計所得金額が58万円以下の者)を有すること。 (イ) 令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること (ウ) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の者がいないこと。 (2) 夫と死別している人、または夫の生死が明らかでない人で(1)の(イ)と(ウ)に該当する人

所得控除	計 算 方 法 ・ 控 除 額					
勤 労 学 生 控 除	令和7年12月31日現在あなたが学生、生徒、児童に該当し、自己の勤労に基づく給与所得等(事業・給与・退職所得又は雑所得)があり、令和7年中の合計所得金額が85万円以下(うち勤労に基づかない所得の合計額が10万円以下)の場合に26万円の控除を受けることができる					
障 害 者 控 除	本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者に該当する場合、障害者一人につき26万円の控除を受けることができる(特別障害者30万円、同居特別障害者53万円)					
配 偶 者 控 除	あなたに次の(ア)(イ)(ウ)のいずれにも該当する方(控除対象配偶者)がいる場合の控除 (ア) 令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている (イ) 令和7年中の合計所得金額が58万円以下である (ウ) 青色申告者又は白色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない					
		納税義務者の合計所得				
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超	
	一般	33万円	22万円	11万円	-	
老人	38万円	26万円	13万円			
※控除対象配偶者のうち70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人は老人控除対象配偶者となります。						
配 偶 者 特 別 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額に応じて以下の表の控除を受けることができる。次の(ア)(イ)のいずれにも該当する場合です。なお、配偶者特別控除は下記控除額の適用はありません。 (ア) あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下である (イ) 配偶者が次のいずれにも該当する ①あなたと生計を一にしている ②青色申告者又は白色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない ③控除を受けようとする人の配偶者自身が納税者としてこの控除を受けていない ④令和7年中の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下である					
		納税義務者の合計所得(給与収入のみの場合の収入金額)				
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	11万円	
		(1,095万円以下)	(1,145万円以下)	(1,195万円以下)		
	(給与収入のみの場合の収入金額)	100万円以下	(165万円以下)	33万円	22万円	11万円
		105万円以下	(170万円以下)	31万円	21万円	
		110万円以下	(175万円以下)	26万円	18万円	9万円
		115万円以下	(180万円以下)	21万円	14万円	7万円
		120万円以下	(185万円以下)	16万円	11万円	6万円
		125万円以下	(190万円以下)	11万円	8万円	4万円
130万円以下		(197万1,999円以下)	6万円	4万円	2万円	
133万円以下	(201万5,999円以下)	3万円	2万円	1万円		
扶 養 控 除	令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたに次の(ア)(イ)(ウ)(エ)のいずれにも該当する方(扶養親族)がいる場合、次の控除を受けることができる。 (ア) 配偶者以外の16歳以上の親族(平成22年1月1日以前生まれの人かつ6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童、市町村長から擁護を委託された老人である (イ) あなたと生計を一にしている (ウ) 令和7年中の合計所得金額が58万円以下である (エ) 青色申告者又は白色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない					

所得控除	計 算 方 法 ・ 控 除 額			
扶 養 控 除 (つづき)	●扶養親族一人につき .....	33万円		
	●特定扶養親族一人につき .....	45万円		
	※19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の人			
	●老人扶養親族一人につき .....	38万円		
※70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人				
●同居老親等一人につき .....	45万円			
※老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人				
特定親族特別控除	あなたと生計を一にする親族が以下の(ア)(イ)(ウ)のいずれにも該当する場合に受けられる控除です。なお、特定親族特別控除は下記控除額の適用はありますが、扶養親族として扱われません。			
	(ア) 令和7年12月31日の現況において19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)である			
	(イ) 令和7年中の合計所得金額が58万円を超え123万円以下である			
	(ウ) 青色申告者又は白色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない			
	扶養親族の合計所得金額	(給与収入のみの場合の収入金額)		納税義務者の特定親族特別控除
	58万円超95万円以下	(123万円超160万円以下)		45万円
	95万円超100万円以下	(160万円超165万円以下)		41万円
	100万円超105万円以下	(165万円超170万円以下)		31万円
105万円超110万円以下	(170万円超175万円以下)		21万円	
110万円超115万円以下	(175万円超180万円以下)		11万円	
115万円超120万円以下	(180万円超185万円以下)		6万円	
120万円超123万円以下	(185万円超188万円以下)		3万円	
基 礎 控 除	納税義務者の合計所得金額			
		2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
	控除額	43万円	29万円	15万円
				2,500万円超
				-

## 7 税額控除の計算

### (1) 調整控除

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5% (ア) 人的控除の差の合計額 (イ) 市民税・県民税の課税標準額(課税総所得金額)
200万円超	{人的控除の差の合計額 - (市民税・県民税の課税標準額(課税総所得金額) - 200万円)} × 5% ※この額が2,500円未満の場合は2,500円

### 市民税・県民税(住民税)と所得税の人的控除額の差

	納税義務者の合計所得	市民税・県民税	所得税	人的控除額の差
障 害 者 控 除	-	26万円	27万円	1万円
特 別 障 害 者 控 除	-	30万円	40万円	10万円
同 居 特 別 障 害 者 控 除	-	53万円	75万円	22万円
寡 婦 控 除	-	26万円	27万円	1万円

		納税義務者の合計所得	市民税・県民税	所得税	人的控除額の差
ひとり親控除(母)		－	30万円	35万円	5万円
ひとり親控除(父)		－	30万円	35万円	1万円※
勤労学生控除		－	26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		950万円以下	22万円	26万円	4万円
		1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		950万円以下	26万円	32万円	6万円
		1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
扶養控除	一般	－	33万円	38万円	5万円
	特定	－	45万円	63万円	18万円
	老人	－	38万円	48万円	10万円
	同居老親	－	45万円	58万円	13万円
基礎控除		2,400万円以下	43万円	58万円	5万円※
		2,450万円以下	29万円	32万円	5万円※
		2,500万円以下	15万円	16万円	5万円※

※地方税法第37条の規定によるもの

## (2) 配当控除(申告分離課税を選択したもの、申告をしないことを選択したものは除く)

種類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券等投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## (3) 住宅借入金等特別税額控除

所得税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている人(平成21年から令和7年12月までに入居した人)で、所得税で控除しきれなかった額のある方について、下記の方法により計算した額を市県民税の所得割から控除します。なお、所得税において住宅ローン控除の適用がない方は住民税においても適用されません。

○控除額の計算方法：i)、ii)、iii)のうちもっとも小さい額

- i) 所得税における住宅ローン控除可能額 － 住宅ローン控除適用前の所得税額
- ii) 所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万円) [0円未満の場合は0円とする] の5%
- iii) 97,500円

※ただし、平成26年4月から令和4年12月までに入居した人で、特定取得(消費税率8%又は10%が適用される住宅取得)に該当する場合は、上記ii)の5%を7%、iii)の97,500円を136,500円と読み替えて計算します。

#### (4) 寄附金税額控除

①前年中に次に掲げる寄附金を支出し、寄附金の合計額(総所得金額等の合計額の30%を上限)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

(ア) 総務大臣の指定した都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)

(イ) 住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部、滋賀県又は草津市の条例で指定した団体への寄附金

②ただし(ア)の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額を加算した金額(調整控除後の所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

※平成25年から国税で復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、ふるさと納税に係る住民税の特例控除額が調整されます。

課税総所得金額から人的控除の差を控除した金額(※)		割合 [B]
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円を超え	330万円以下	79.79%
330万円を超え	695万円以下	69.58%
695万円を超え	900万円以下	66.517%
900万円を超え	1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.06%
0円未満(課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合)		90%
0円未満(課税山林所得金額および課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

(※) 令和8年度においては、課税総所得金額から人的控除の額を控除した金額より更に(所得税の基礎控除額 - 48万円) [0円未満の場合は0円とする] を控除した額となります。

#### ふるさと納税の場合の控除イメージ

A : ふるさと納税寄附金額から2,000円を控除した金額

住民税寄附金控除【①】	住民税寄附金特例控除【②】	所得税からの控除【③】	自己負担額
$A \times 10\%$	$A \times$ 上表中Bで該当する割合	$A \times$ 所得税の課税される所得金額から求めた所得税率 $\times (1.021)$	2,000円

- ふるさと納税分の寄附金額が特例控除を適用できる上限の範囲内であった場合、①、②の合計が住民税から控除され、所得税から控除される③を合わせた合計が寄附金合計額から2千円を控除した金額(A)と原則等しくなります。
- ふるさと納税分の寄附を特例控除が適用される上限を超えて行った場合、上限を超えた分については特例控除の適用がなく、①、②、③の合計が寄附金合計額から2千円を控除した金額(A)と一致しませんので御注意ください。
- ワンストップ特例の適用により寄附金控除を受けられ、ふるさと納税分の寄附金額が特例控除を適用できる上限の範囲内であった場合は、①、②、③の合計額が全額住民税から控除されます。

#### (5) 外国税額控除

外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課されているときは、一定の方法により外国の所得税等相当分を控除します。

#### (6) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

一定の上場株式等の配当又はその売却益については、『配当割』または『株式等譲渡所得割』として5%の税率で地方税として特別徴収(源泉徴収)されています。しかし、これらの所得を申告された場合には所得割により課税し、所得割額から『配当割額』または『株式等譲渡所得割額』として市民税で5分の3、県民税で5分の2を控除して精算します。

## 8 よくある質問 Q & A (1/3)

<b>Q 1</b>	住民税は前年の所得に対して課税されるとありますが、収入と所得は何が違うのですか？ 額面と手取りの違いのことですか？
<b>A 1</b>	代表的な所得である事業所得、給与、公的年金の3つについて解説します。所得とは、収入から必要経費を除いた金額であり、事業所得をはじめとする多くの所得はこの考え方で所得金額を算出します。ただし、給与と公的年金についてはそれぞれの収入にかかる必要経費を算出することが困難であることから、あらかじめ定められた金額である「給与所得控除額」、「公的年金等控除額」を必要経費としてそれぞれの収入金額から差し引くことで所得金額を算出します。詳しくは、P.3～4をご確認ください。 なお、一般的に額面として表示された支払額から源泉徴収される社会保険料や所得税、住民税を差し引いた残りを手取りとして受け取られることとなります。そのため、収入と所得の考え方は根本的に異なるものであり、手取り金額を合計しても、収入金額、所得金額とは一致しません。
<b>Q 2</b>	私は、令和8年中に草津市から転出し、現在他市で暮らしています。それなのに草津市から令和8年度の住民税通知書が届きました。これは支払う必要がありますか。また、いつまで草津市に納めればいいですか？
<b>A 2</b>	市県民税および森林環境税は、その年の1月1日現在にお住まいの市区町村に対して1年間納税する義務が発生します。そのため、年度当初から課税される場合、給与からの天引きであれば6月から翌年の5月、普通徴収であれば6月末の第1期分から翌年1月末の第4期分までを草津市に対してお納めいただく必要がございます。なお、家屋敷課税(P.1(3))を除いて同じ年度分の市県民税および森林環境税が2か所以上の市区町村から課税されることはありませんので、もし2つ以上の市区町村から通知書が届いた場合には、当市市民税係(P.12)までお問い合わせください。
<b>Q 3</b>	私の父は令和8年2月に他界し、現在は年金生活者の母が一人です。ところが、父の分の令和8年度住民税通知書が届きました。これは母が支払う必要があるのですか？
<b>A 3</b>	市県民税および森林環境税は、その年の1月1日現在にお住まいの市区町村に対して1年間納税する義務が発生します。ご質問の場合は、お父様がお逝去されたのが令和8年1月2日以降であることから、令和8年度住民税を1月1日時点でお住まいであった市町村に支払う義務が発生します。なお、納税義務は相続人の方へ承継されます。
<b>Q 4</b>	私は令和8年4月に草津市へ引っ越してきました。職場から令和8年度(令和7年分)の所得証明書の提出を求められているのですが、草津市で発行することはできますか？
<b>A 4</b>	所得証明書や課税証明書、非課税所得書は、その年の住民税を課税している市区町村にて発行しています。ご質問の場合は、令和8年度の所得証明書をご希望とのことですので、令和8年1月1日にお住まいの市区町村へお問い合わせください。なお草津市において課税を行っている納税義務者の方については、令和8年度の所得証明書、課税証明書および非課税所得書は、令和8年6月1日から発行いたします。窓口での発行のほか、令和8年1月2日以降に転出されるなどして、現在遠方にお住まいの場合は郵送での発行も可能です。詳しくは、当市諸税管理係(P.12)までご相談ください。
<b>Q 5</b>	コンビニエンスストアでも証明書の発行ができると聞きました
<b>A 5</b>	マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を発行することも可能です。ただし、以下の場合はコンビニエンスストアで発行することができません。 ● 賦課期日(令和8年1月1日)時点で草津市に住民登録がない。また、その後他市へ転出している。 ● 税法上の被扶養者などで、所得の申告を行っていないために草津市で所得情報を把握していない。 ● 令和8年度以前分の過去の年度の証明書を発行してほしい。 ※ 納税証明書は、コンビニエンスストアで発行できません。

## 8 よくある質問 Q & A (2/3)

Q 6	私は、収入として公的年金しかないはずですが、住民税の通知を見ると「雑所得」という欄に数字が記載されています。これは何ですか？
A 6	公的年金にかかる収入は、公的年金等控除額を差し引いた後、「雑所得」という名称で所得として取扱われます。そのため、その年の1月1日時点で65歳以上の方であれば、公的年金の収入金額から110万円を引いた金額が「雑所得」の数字と通常一致するかと考えられます。公的年金等控除額については、詳しくはP.4をご確認ください。
Q 7	給与収入の欄に見えない金額が記載されています。金額が誤っているのではないですか？
A 7	課税対象となるのは、前年の1月1日から12月31日に得た所得です。そのため、令和7年中に転職をされている方や、複数の事業所で勤務されていた方などは、年末調整された源泉徴収票に記載の給与支払額と一致しない場合があります。ただし、前職の会社で得た収入金額についてもまとめて年末調整を行っているにも関わらず、収入金額が想定していた金額と異なっていた場合については所得の計算が正しく行っていない場合がありますので、お手数をおかけしますが当市市民税係(お問い合わせ先P.12)までご連絡いただきますようお願いいたします。
Q 8	私は昨年中の給与収入について年末調整をした後、その他の所得や寄附金控除と合わせて確定申告をしています。ところが、住民税の通知を確認すると控除額の合計が確定申告や源泉徴収票の数字と異なっています。これはなぜですか？
A 8	確定申告や源泉徴収票での所得控除額と住民税通知の中での所得控除額が異なる理由として以下の3つが考えられます。 ①所得税の計算で用いる控除額と住民税の計算で用いる控除額が異なるため、差額が生じている 例えば、基礎控除であれば所得税では最大95万円の控除を受けることができますが、住民税では43万円の控除額となり、差額が生じます。この差額は、他にも生命保険料控除、地震保険料控除および人的控除において発生するため、多くの方の所得税と住民税において所得控除額が異なることとなります。 人的控除の差額の詳細については、P.7～8をご確認ください。 ②控除を適用できる要件を満たしておらず、否認されている 扶養控除として記載された親族の所得が扶養の範囲内を超過している、ひとり親控除に必要な要件を満たしていない、生命保険料控除として誤って支払金額を控除額として申告しているために控除限度額を超過しているなど、控除を適用できる条件を満たしていない場合は、職権にて該当する控除を否認する場合があります。この場合、後日税務署から確定申告を修正するよう連絡があることもありますので、一度申告内容に誤りがないかご確認ください。また、確定申告の修正および更正については、最寄りの税務署までご相談ください。 ③年末調整の内容を確定申告で上書きしてしまっている 年末調整において正しく扶養控除や生命保険料控除等を記載している場合でも、その後の確定申告においてその部分の記載を忘れている、一部だけ記載を省略しているなど場合は、確定申告の内容を本人の最終的な意思表示とみなして控除を適用しないことがあります。これは、家族、親族の中で税負担の軽減を図って年末調整とは異なる内容の扶養関係を申告したい人や、年末調整時の誤りを確定申告によって修正したい人の意思を反映するために行っている処理です。確定申告の修正および更正については、最寄りの税務署までご相談ください。
Q 9	去年と年金収入額が変わっていないのに、届いた通知では年金から天引きされる住民税が今までより高くなると書かれています。これはなぜですか？
A 9	年金収入額が変わっていないのに年金からの徴収額が変わる理由として、徴収方法が昨年度と変化していることが考えられます。当市で運用するシステムにおいては、原則として給与からの特別徴収、年金からの特別徴収、普通徴収の順に所得控除が適用されます。そのため、例えば今年に入って新たに就職をされ、給与からの特別徴収が開始された場合においては、前年においては優先して年金分に適用されていた所得控除が、給与分に充てられるため、結果的に給与に対する徴収額が減少し、年金からの徴収額は増加します。ただしいずれの場合においても、徴収される住民税額の総額は変わりません。

## 8 よくある質問 Q & A (3/3)

<b>Q10</b>	納付書が入っていないのですが、どうやって納付したらいいですか？
<b>A10</b>	口座振替の場合は口座から、公的年金からの特別徴収の場合は、振り込まれる前の年金から自動で市県民税および森林環境税が徴収されるため、納付書を同封していません。口座の変更や解約を希望される場合は、手続きされる日によっては変更が間に合わない場合がございますので、お早めに当市納税課(P.12)へご相談ください。公的年金からの特別徴収制度の詳細については、P.2をご覧ください。
<b>Q11</b>	今年から住民税が課税になってしまい、現在均等割が課税されています。医療費控除や生命保険料控除を追加すれば、令和8年度の住民税を非課税に戻すことはできますか。
<b>A11</b>	住民税均等割が課税されている場合、合計所得金額をもとに課税か非課税の判定を行うため、ご質問のような所得控除を増やしても、均等割が非課税になることはありません。ただし、障害者控除や寡婦・ひとり親控除のような別途非課税限度額が定められている控除を追加する、年少扶養を含む扶養控除を追加して、扶養親族の数を増やすことなどで、非課税限度額を引き上げれば住民税が非課税となる場合もあります。詳しくは、当市市民税係(P.12)までご相談ください。
<b>Q12</b>	ふるさと納税が全額適用されているかはどのように確認すればいいですか？また、今年はいくらふるさと納税をすると、一番減税効果が大きいかわせてください。
<b>A12</b>	ふるさと納税分の寄附金控除を確定申告によって申告されたか、ワンストップ特例を利用して申告されたかにより控除のされ方が異なります。住民税と所得税における控除のされ方については、P.9寄附金税額控除の欄をご確認ください。また、ふるさと納税の限度額については、窓口やお電話で金額の試算をさせていただくことはできません。寄附金控除の上限額の試算をご希望の方は、草津市HPより個人住民税額シミュレーションシステムをご利用ください。リンク先の二次元コードについては、P.1に掲載しております。

## 9 お問い合わせ

- 課税内容については…………… 税務課市民税係〔1階9番窓口〕  
TEL：077-561-2309（直通） FAX：077-561-2479 e-mail：zeimu@city.kusatsu.lg.jp
- 納付にかかる相談については…………… 納税課納税係〔1階11番窓口〕  
TEL：077-561-6541（直通） FAX：077-561-2479 e-mail：nozei@city.kusatsu.lg.jp
- 口座振替や還付、納付書の再発行については…………… 納税課納税係〔1階11番窓口〕  
TEL：077-561-2311（直通） FAX：077-561-2479 e-mail：nozei@city.kusatsu.lg.jp
- 証明書の発行については…………… 税務課諸税管理係〔1階8番窓口〕  
TEL：077-561-2308（直通） FAX：077-561-2479 e-mail：zeimu@city.kusatsu.lg.jp
- 草津市役所 〒525-8588 滋賀県草津市草津3丁目13-30  
開庁時間：9時から16時45分まで(土・日・祝日および年末年始を除く)